

## 4. 具体的な実施施策について（記入表）

提出期限：平成29年8月15日（水）必着

### I. 手話への理解の促進及び手話の普及 ※手話言語条例6条(1)

手話は日本語や英語などの音声言語と同じように豊かな表現や文法を持つ「言語」であることへの理解を深めるための施策を実施します。

#### ① 市民や事業者への手話の普及啓発

（参考例）小学生を対象とした手話教室の開催

#### ② 市民や事業者が手話にふれる機会の充実

（参考例）簡単なあいさつや会話などをケーブルテレビで放送

#### ③ 手話を学ぶための仕組みづくり

（参考例）手話奉仕員養成講座（入門課程・基礎課程）の開催

## 手話施策推進方針（案）

### 4. 具体的な実施施策について（記入表）

提出期限：平成29年8月15日（水）必着

## Ⅱ. 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境づくり

※手話言語条例6条(2)

ろう者の生活やニーズを踏まえながら、情報提供等に努め、コミュニケーションがとりやすい環境整備を推進します。

### ① 手話による情報提供の充実

（参考例）市役所に手話通訳者等を配置

### ② 多様な場面で手話を使用した意思疎通がしやすい環境づくり

（参考例）旅行で訪れたろう者に手話の観光ガイド

## 手話施策推進方針（案）

### 4. 具体的な実施施策について（記入表）

提出期限：平成29年8月15日（水）必着

### **Ⅲ. 手話による意思疎通支援** ※手話言語条例6条(3)

手話通訳の方法による意思疎通を支援するため、手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を推進します。

#### ① 手話による情報提供の充実

（参考例）手話通訳者の派遣

#### ② 多様な場面で手話を使用した意思疎通がしやすい環境づくり

（参考例）検診、予防接種などの助成